

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の届出

2026年8月31日
北陸電力株式会社

本日（8月31日）、志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画^{※1}を内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出ましたのでお知らせします。

当社は、志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（以下、「計画」）の修正について、石川県、志賀町および富山県との協議^{※2}が終了したことから、本日（8月31日）原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」）第7条第3項^{※3}に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届け出ました。（別紙参照）

以 上

別紙：「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

※1 原子力事業者防災業務計画

原災法第7条第1項に基づき、原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定めた計画。

※2 石川県、志賀町および富山県との協議

原災法第7条第2項において、原子力事業者は、計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者の所在都道府県（石川県）、所在市町村（志賀町）および関係周辺都道府県（富山県）に計画の案を提出して協議しなければならないことを規定。

※3 計画の届出

原災法第7条第3項において、原子力事業者は、計画を修正したときは、速やかに内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出なければならないことを規定。

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

【計画の修正内容】

（１）指定行政機関および指定地方行政機関の変更

災害対策基本法関連告示の改正により、原子力事業者防災業務計画の定義に規定する指定行政機関に「デジタル庁」、指定地方行政機関に「中部管区行政評価局」を追加する。

（２）原子力災害対策指針改正による引用条文等の変更

原子力災害対策指針の改正により、警戒事態の該当事象から「東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合」が削除されたことに伴う番号の繰り上げならびに「委員長」および「委員長代行」の用語を「原子力規制委員会委員長」および「委員長の代行者」へ変更する。

（３）石川県地域防災計画改定による貸与資機材および連絡経路の変更

石川県地域防災計画の貸与資機材から「積算線量計（熱ルミネセンス線量計）」が削除されたことを踏まえ、当該資機材の記載を削除する。

また、羽咋警察署等への連絡は石川県警察本部経由となったため、連絡経路から当該記載を削除する。

（４）表現の適正化

運用実態に合わせて、各種要員の派遣に関する表現および様式の注釈を適正化する。

（参考）原子力事業者防災業務計画の主な内容

項 目	主な内容
第１章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正および定義
第２章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備および資機材の整備、原子力防災教育および原子力防災訓練の実施、国・地方公共団体・地元防災関係機関との連携 等
第３章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、本部の設置、原子力事業所災害対策支援拠点の設置、応急措置（応急復旧、原子力災害の発生又は拡大の防止、原子力緊急事態支援組織との連携、オフサイトセンターへの要員の派遣等）の実施 等
第４章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への要員の派遣 等
第５章 その他	他の原子力事業者への協力

以 上